

鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業

特定事業の選定について

2019年4月

鴨川市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定により、鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表します。

平成31年4月1日

鴨川市長 亀田 郁夫

目次

第1章 事業内容に関する事項.....	1
1. 事業名称.....	1
2. 本事業の対象となる公共施設の種類.....	1
3. 公共施設の管理者.....	1
4. 事業目的.....	1
5. 本施設の概要.....	1
6. 供用開始.....	1
7. 事業の内容.....	1
第2章 市が直接事業を実施する場合とBTO方式で実施する場合の評価.....	4
1. 評価方法.....	4
2. BTO方式として実施することの定性的評価.....	4
3. 市の財政負担見込額による定量的評価.....	4
4. 事業者に移転するリスクの評価.....	7
5. 総合評価.....	7

第1章 事業内容に関する事項

1. 事業名称

鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設の種類

積替施設

3. 公共施設の管理者

鴨川市長 亀田 郁夫

4. 事業目的

現在鴨川市（以下「市」という。）では、昭和61年3月に稼動開始した鴨川清掃センターで市内から排出される燃やせるごみの処理を行っている。しかし、鴨川清掃センターは老朽化が著しく、安定したごみ処理の確保が困難な状況になっている。

このような状況から市では、施設の更新等の検討を進めてきた結果、早期に安定したごみ処理を確保すること、さらなる広域化を図ること、財政的負担の縮減を目指した一般廃棄物中継施設の整備・運営事業を実施することを目的とする。

5. 本施設の概要

1) 事業用地

鴨川市内において、応募者が提案する用地

2) 処理対象物

家庭系及び事業系の燃やせるごみ

3) 施設規模等

- ① 処理能力 : 42 t / 日以上
- ② 系列数 : 1 系列
- ③ 運転時間 : 8 時間/日
- ④ 運転日数 : 300 日以上

4) 施設概要

- ① 処理対象物の受入れ及び燃やせるごみについては圧縮、資源ごみ等については受入れ及び貯留を行う。
- ② 圧縮した燃やせるごみをコンテナに積み込んだ後、市が指定する受入施設まで運搬を行う。

5) 処理方式

- ① コンパクトコンテナ方式

6. 供用開始

2021 年 4 月（予定）

7. 事業の内容

(1) 事業方式

本事業の実施に際して、市と事業契約を締結し事業を実施する者（以下「選定事業者」という。）は、PFI 法に準拠し、本施設の整備等に係る資金の調達を行い、本施設を整

備した後、直ちに市にその所有権を移転し、供用開始後20年間にわたって維持管理及び運営を行うBT0 (Build-Transfer-Operate) 方式により実施する。

(2) 事業者の選定方法

本事業の事業者は公募型プロポーザル方式により募集及び選定する。

(3) 契約に関する事項

- ① 市と優先交渉権者とは、募集要項等及び提案書に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、優先交渉権者を事業予定者とする。
- ② 市と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議し調整する。
- ③ 市は、事業予定者との間で事業仮契約を締結し、その後、PFI 法第12条の規定により市議会の議決を得た上で事業契約を締結する。ただし、優先交渉権者を選定した後、事業契約締結までの間に、応募者を構成する各企業に鴨川市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止等の措置要件に相当する事由がある場合、その期間中は契約手続を留保するが、契約の相手方としないこともある。

(4) 市による事業の実施状況の監視

市は、本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階におけるすべての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、募集要項に定める。

また、設計・建設企業及び運営事業者の提供する施設の設計・建設及び運営・維持管理に係るサービスが十分に達せられない場合、市は対価の支払額を減額するとともに、選定事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めることができる。

(5) 事業期間

- 1) 設計・建設期間 : 事業契約締結から2021年3月末まで
- 2) 運営期間 : 2021年4月から2041年3月末までの20年間

(6) 事業期間終了後の措置

市は、事業期間終了後も本施設を継続して使用する予定である。市と選定事業者とは、事業期間終了時の本事業の取扱いについて、事業期間終了の5年前までに協議の上決定するものとする。

(7) 選定事業者が実施する業務範囲

1) 事業用地の確保等

選定事業者は、自らが提案した事業用地を確保（借地・購入は問わない）するものとする。また、選定事業者は、本事業の実施に必要な電気、ガス、水道等を確保する。

2) 測量・地質調査等

選定事業者は、自らが提案した事業用地の範囲、面積等を把握するために用地測量、地形測量、地質調査、埋設物調査等の必要な一切の業務を実施する。

3) 施設の設計・整備

選定事業者は、本施設の設計・整備を行うものとする。選定事業者は、自ら本施設の完成検査を行い、市による本施設の引渡し検査を受ける。また、市による引渡し検査合格後、直ちに本施設の所有権を市に移転する。

4) 維持管理

選定事業者は、運営期間中、本施設が要求水準書で定める性能及び仕様を満たすよう適正に維持管理を行うものとする。また、事業期間終了後も引き続き支障なく本施設を稼働

できるよう本施設の維持管理を行うものとする。

5) 運営

選定事業者は、運営期間中、本施設に搬入される処理対象物を受入れ、要求水準書で定める性能及び仕様を満たす適正な処理（圧縮）、燃やせるごみの運搬及び資源ごみ等の保管等を行うこととする。処理対象物の量・質等については、要求水準書において示す。

6) 住民合意の形成

選定事業者は、事業用地の確保、本施設の設置、事業実施自体に関する住民合意の形成を行うものとする。なお、市は住民合意形成に対して、選定事業者に協力する。

7) その他

上記のほか、次の事項を事業者の業務範囲に含めるものとする。

- ① 選定事業者は、本事業の遂行に必要な許認可取得及び届出等の業務を行うこととする。必要に応じて、市も協力をを行う。
- ② 本施設の整備、維持管理及び運営に関し住民に対して適宜説明を行うとともに、必要な措置及び対策を講じるものとする。必要に応じて、市も協力をを行う。
- ③ 選定事業者は、圧縮した燃やせるごみの受入先との良好な関係の継続を確保すること。

(8) 市が実施する業務範囲

1) 燃やせるごみ、資源ごみ等の一般廃棄物中継施設までの運搬

2) 本事業の実施状況のモニタリング

本事業の実施状況のモニタリングの実施

3) サービス購入料の支払

選定事業者が提供するサービスへの対価として、次の2種類のサービス購入料の支払い

種類	内容
サービス購入料①	施設整備等に係る対価
サービス購入料②	維持管理、運営等に係る対価

サービス購入料①については、施設整備の出来高に応じて、市が合併特例債等により調達した金額を支払う予定としている。

サービス購入料②については、選定事業者が提案する金額を運営期間中に支払うものとする。これらの支払の詳細な方法、条件等については、募集要項において示す。

4) 燃やせるごみ運搬先の確保

本施設から圧縮・運搬される燃やせるごみの運搬先の確保

5) 資源ごみ等の引渡し

本施設の運営によりストックするびん・缶・ペットボトル等の資源ごみの引き取り先の確保

第2章 市が直接事業を実施する場合とBTO方式で実施する場合の評価

1. 評価方法

本事業をPFI法に基づいた事業（以下「PFI等事業」という。）として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減、又は公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。具体的には、以下について評価を行った。

- ・BTO方式として実施することの定性的評価
- ・市の財政負担見込額による定量的評価
- ・事業者に移転するリスクの評価
- ・上記による総合的評価

なお、市の財政負担見込額の算定にあたっては、選定事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2. BTO方式として実施することの定性的評価

本事業をBTO方式として実施する場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

(1) 効率的かつ良質な運営・維持管理の実施

本施設の設計・建設及び運営業務を民間事業者が一貫して実施することにより、運営・維持管理の方針と整合した施設の設計・建設を行う事ができるため、事業者独自の創意工夫やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）が十分に発揮され、より機能的かつ効果的な設計・建設となることが期待できる。

また、運営・維持管理業務においても施設の設計に運営事業者の意見が反映されることから、効率的かつ良質な運営、点検補修等の運転・維持管理の実施が可能になると考えられる。

(2) 長期的な視点に基づく運営内容の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営内容の向上が期待できる。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

市と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対する適切なリスク管理や、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

3. 市の財政負担見込額による定量的評価

(1) 市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及びBTO方式として実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

1) 事業費などの算出の考え方

項目	市が自ら実施する場合	BT0方式として実施する場合	算出根拠
設計・建設業務に係る費用の算出方法	・設計・建設費	同左	<ul style="list-style-type: none"> 市が自ら実施する場合の費用は、プラントメーカーからの見積等をもとに設定。 BT0方式の費用は、プラントメーカーからの見積等を参考に特定事業の選定事例より、一定の割引になるものとして設定。
	・造成費	同左	<ul style="list-style-type: none"> 市が自ら実施する場合の費用は、市の実績をもとに設定。 BT0方式の費用は市の実績をもとに特定事業の選定事例より、一定の割引になるものとして設定。
	・用地費	同左	<ul style="list-style-type: none"> 市が自ら実施する場合の費用は、市の実績及びプラントメーカーからの見積等をもとに設定。 BT0方式の費用も同様に設定。
本施設の運営・維持管理業務に係る費用の算出方法	・人件費	同左	<ul style="list-style-type: none"> 市が自ら実施する場合の費用は、市の実績及びプラントメーカーからの見積等をもとに設定。 BT0方式の費用は、市の実績及びプラントメーカーからの見積等をもとに特定事業の選定事例より、一定の割引になるものとして設定。
	・用役費 ・維持管理費	同左	<ul style="list-style-type: none"> 市が自ら実施する場合の費用は、プラントメーカーからの見積等をもとに設定。 BT0方式の費用は、プラントメーカーからの見積等をもとに特定事業の選定事例より、一定の割引になるものとして設定。
燃やせるごみの運搬業務に係る費用の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 人件費 用役費 車両購入費 車両維持管理費 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 市が自ら実施する場合の費用は、プラントメーカーからの見積等をもとに設定。 BT0方式の費用は、市の実績及びプラントメーカーからの見積等をもとに特定事業の選定事例より、一定の割引になるものとして設定。
資金調達にかかる費用の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例債 一般財源 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例債は、設計・建設費と造成費の合計額の95%を充当する。 (そのうち、交付税措置は70%) 元金償還期間は20年(据置期間)

			なし)、起債金利は近年動向を踏まえて設定。
アドバイザー費用	・アドバイザー費用	同左	・コンサルタントへのヒアリング等によって設定。

2) VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠・理由
割引率	4%	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析について」(衛環第18号、平成12年3月10日)より設定。 ・国土交通省その他で広く一般に用いられている値を採用。
物価上昇率	—	<ul style="list-style-type: none"> ・物価変動は考慮しない。
リスク調整値	—	<ul style="list-style-type: none"> ・公表に際しての十分なデータは収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識。 ・第三者賠償保険料等は、他の事例から <u>128,420</u> 千円と設定。

※VFM (Value For Money) :

支払に対して最も価値の高いサービスを供給する考え方の事。ここでは、市が自ら実施する場合とBTO方式として実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

※リスク調整値 :

特定事業として実施する場合には、従来方式で市が負担していたリスクのいくつかは民間事業者に移転する。このリスクが顕在化した場合、従来方式では市に追加費用が必要となるが、BTO方式では市に追加費用は発生しない。この差額(効果)を意味している。

3) BTO方式として実施する場合の事業費及び収入額(名目価値であり、消費税含まない)

1) 設計・建設業務に係る費用

① 設計・建設費

本施設の設計・建設費はプラントメーカーからの見積等から1,374,300千円とした。

② 造成費

造成費は、市の実績から133,380千円とした。

③ 用地費

用地費は、市の実績及びプラントメーカーからの見積等から97,500千円とした。

2) 本施設の運営・維持管理業務に係る費用

本施設の運営・維持管理業務に係る費用は、市の実績又はプラントメーカーからの見積等から1,999,000千円/20年間とした。

3) 燃やせるごみの運搬業務に係る費用

燃やせるごみの運搬業務に係る費用は、プラントメーカーからの見積等から2,849,976千円/20年間とした。

4) アドバイザー費用

アドバイザー費用は、コンサルタントの見積から40,000千円とした。

5) 収入額

収入は、本試算では見込まないこととした。

(2) 財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づいて、市が自ら実施する場合及びBTO方式として実施する場合の財政負担見込額を現在価値換算のうえ比較すると以下のとおりとなる。

項目	財政負担見込額	備考
①市が自ら実施する場合	約 46 億円	合併特例債充当分を歳入として考慮済み
②BTO 方式として実施する場合	約 43 億円	合併特例債充当分を歳入として考慮済み
③VFM (金額)	約 3 億円	①－②
④VFM (割合)	約 6.6%	③÷①

4. 事業者に移転するリスクの評価

BTO 方式として実施する場合に民間事業者が負担するリスクは、民間事業者が市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としている。そのため、民間事業者が有するリスク管理のノウハウを活かすことで、被害額の抑制が期待できる。

5. 総合評価

本事業は、市が自ら実施するよりも BTO 方式として実施することで、事業期間全体を通じて約 6.6%の財政負担見込額の縮減や公共サービスの水準向上、リスクの軽減が期待できる。

従って、本事業を BTO 方式として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第 7 条に基づいて、特定事業として選定する。